

京都大学次世代研究者育成支援事業の実施に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (実施方法) 第6条 京都大学（以下「本学」という。）に、次世代研究者育成支援事業を実施するため、<u>次世代研究者育成センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。 (後 略)</p>	<p>(実施方法) 第6条 京都大学（以下「本学」という。）に、次世代研究者育成支援事業を実施するため、<u>白眉センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p>